

## 「中小企業の会計に関する指針」新旧対照表

「中小企業の会計に関する指針」を次のように一部改正した。

### 【総 論】

改正指針（平成 31 年 2 月 27 日）	現行（平成 30 年 3 月 12 日）
<p><b>中小企業の会計に関する指針</b></p> <p>平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 改正 平成 21 年 4 月 17 日 改正 平成 22 年 4 月 26 日 改正 平成 23 年 7 月 20 日 改正 平成 25 年 2 月 22 日 改正 平成 26 年 2 月 3 日 改正 平成 27 年 4 月 21 日 改正 平成 28 年 1 月 26 日 改正 平成 29 年 3 月 9 日 改正 平成 30 年 3 月 12 日 <u>最終改正</u> 平成 31 年 2 月 27 日</p> <p>日本税理士会連合会</p>	<p><b>中小企業の会計に関する指針</b></p> <p>平成 17 年 8 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 4 月 27 日 改正 平成 20 年 5 月 1 日 改正 平成 21 年 4 月 17 日 改正 平成 22 年 4 月 26 日 改正 平成 23 年 7 月 20 日 改正 平成 25 年 2 月 22 日 改正 平成 26 年 2 月 3 日 改正 平成 27 年 4 月 21 日 改正 平成 28 年 1 月 26 日 改正 平成 29 年 3 月 9 日 <u>最終改正</u> 平成 30 年 3 月 12 日</p> <p>日本公認会計士協会</p>

改正指針（平成 31 年 2 月 27 日）	現行（平成 30 年 3 月 12 日）
日本公認会計士協会 日本商工会議所 企業会計基準委員会	日本税理士会連合会 日本商工会議所 企業会計基準委員会

## 【各 論】

※脚注追加による脚注番号の変更については省略。

改正指針（平成 31 年 2 月 27 日）	現行（平成 30 年 3 月 12 日）
<p>[金銭債権]</p> <p>要 点</p> <p>➤ 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法<sup>3</sup>に基づいて算定された価額とする。</p> <p>12. 取得価額と債権金額とが異なる場合の処理</p> <p>債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、決済時点において差額を損益として認識することもできる。</p>	<p>[金銭債権]</p> <p>要 点</p> <p>➤ 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額とする。</p> <p>12. 取得価額と債権金額とが異なる場合の処理</p> <p>債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。<u>償却原価法とは、金融資産を債権額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</u>ただし、取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、決済時点において差額を損益として認識することもできる。</p>

改正指針（平成 31 年 2 月 27 日）	現行（平成 30 年 3 月 12 日）
<p>※脚注</p> <p><u>3 債却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</u></p>	(脚注追加)
<p>[金銭債務]</p> <p>46. 貸借対照表価額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、債却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>[金銭債務]</p> <p>46. 貸借対照表価額</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、債却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。<u>債却原価法とは、金銭債務を債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</u></p>
<p>[引当金]</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 6 条第 2 項、第 75 条、第 88 条第 7 項、第 101 条 企業会計原則 第三・四、注解 18</p> <p>役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第 4 号） 第 3 項、第 13 項</p> <p>工事契約に関する会計基準（企業会計基準第 15 号） 第 19 項、第 20 項</p> <p>（削除）</p>	<p>[引当金]</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 6 条第 2 項、第 75 条、第 88 条第 7 項、第 101 条 企業会計原則 第三・四、注解 18</p> <p>役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第 4 号） 第 3 項、第 13 項</p> <p>工事契約に関する会計基準（企業会計基準第 15 号） 第 19 項、第 20 項</p> <p>法人税法第 53 条</p>

改正指針（平成 31 年 2 月 27 日）	現行（平成 30 年 3 月 12 日）
<p>[退職給付債務・退職給付引当金]</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号 退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号） 退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 25 号）</p>	<p>[退職給付債務・退職給付引当金]</p> <p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 6 条第 2 項第 1 号<u>イ</u> 退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号） 退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 25 号）</p>
<p>[税効果会計]</p> <p>要 点</p> <p>➤ 一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）が生じた際に、将来その一時差異が解消されるときに課税所得が減少し、それに伴い税金費用が減少することにより純利益が増加する場合には繰延税金資産を計上する。また、一時差異が解消するときに課税所得が増加し、それに伴い税金費用が増加することにより純利益が減少する場合には繰延税金負債を計上する。なお、一時差異に重要性が<u>乏しい</u>場合には繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p> <p>62. 税効果会計</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) なお、一時差異に重要性が<u>乏しい</u>場合には繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p>	<p>[税効果会計]</p> <p>要 点</p> <p>➤ 一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）が生じた際に、将来その一時差異が解消されるときに課税所得が減少し、それに伴い税金費用が減少することにより純利益が増加する場合には繰延税金資産を計上する。また、一時差異が解消するときに課税所得が増加し、それに伴い税金費用が増加することにより純利益が減少する場合には繰延税金負債を計上する。なお、一時差異に重要性が<u>ない</u>場合には繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p> <p>62. 税効果会計</p> <p>(1) ~ (4) 同 左</p> <p>(5) なお、一時差異に重要性が<u>ない</u>場合には繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p>

改正指針（平成 31 年 2 月 27 日）	現行（平成 30 年 3 月 12 日）
<p><b>64. 回収可能性についての判断基準</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 業績が不安定であり期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない場合又は税務上の繰越欠損金が存在する場合であっても将来の合理的な見積可能期間（最長 5 年）内の課税所得の見積額を限度として、一時差異等の将来解消の見込みについて取締役会等による合理的な計画（スケジューリング）に基づくものであれば、回収可能性があるものと判断する。スケジューリングを行うことができない場合又は行っていない場合には、回収可能性はないものと判断する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><b>64. 回収可能性についての判断基準</b></p> <p>(1) ~ (2) 同 左</p> <p>(3) 業績が不安定であり、<u>期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない場合又は税務上の繰越欠損金が存在する場合であっても将来の合理的な見積可能期間（最長 5 年）内の課税所得の見積額を限度として、一時差異等の将来解消の見込みについて取締役会等による合理的な計画（スケジューリング）に基づくものであれば、回収可能性があるものと判断する。スケジューリングを行うことができない場合又は行っていない場合には、回収可能性はないものと判断する。</u></p> <p>(4) 同 左</p>
<p><b>65. 貸借対照表上の表示</b></p> <p>繰延税金資産は、投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。なお、繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示する。</p>	<p><b>65. 貸借対照表上の表示</b></p> <p>繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した貸借対照表上の資産・負債の分類に基づいて流動区分と固定区分とに分けて表示する。また、繰越欠損金等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債で、事業年度の末日後 1 年以内に解消される見込みの一時差異等に係るものを流動区分に、それ以外の一時差異等に係るものは投資その他の資産として表示する。なお、同じ区分に属する繰延税金資産と繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示する。</p>

改正指針（平成 31 年 2 月 27 日）	現行（平成 30 年 3 月 12 日）
<p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 74 条第 3 項第 4 号ホ、第 75 条第 2 項第 2 号ホ、第 83 条、第 93 条第 1 項第 2 号、第 107 条  税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会）  （削除）</p> <p><u>「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第 28 号）</u>  繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）  税効果会計に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 28 号）</p>	<p>【関連項目】</p> <p>会社計算規則第 74 条第 3 項<u>第 1 号タ、第 4 号ホ</u>、第 75 条第 2 項<u>第 1 号チ、第 2 号ホ</u>、第 83 条、第 93 条第 1 項第 2 号、第 107 条  税効果会計に係る会計基準（企業会計審議会）  個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 10 号）  （追加）  繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）  （追加）</p>

改正指針（平成 31 年 2 月 27 日）				現行（平成 30 年 3 月 12 日）			
貸借対照表の例示				貸借対照表の例示			
貸借対照表（平成××年×月×日現在）				貸借対照表（平成××年×月×日現在）			
資産の部		負債の部		資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債		流動資産		流動負債	
現金及び預金	× × ×	支払手形	× × ×	現金及び預金	× × ×	支払手形	× × ×
受取手形	× × ×	買掛金	× × ×	受取手形	× × ×	買掛金	× × ×
売掛金	× × ×	短期借入金	× × ×	売掛金	× × ×	短期借入金	× × ×
有価証券	× × ×	未払金	× × ×	有価証券	× × ×	未払金	× × ×
商品及び製品	× × ×	リース債務	× × ×	商品及び製品	× × ×	リース債務	× × ×
短期貸付金	× × ×	未払法人税等	× × ×	短期貸付金	× × ×	未払法人税等	× × ×
前払費用	× × ×	賞与引当金	× × ×	前払費用	× × ×	賞与引当金	× × ×
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>繰延税金資産</u>	<u>× × ×</u>	<u>繰延税金負債</u>	<u>× × ×</u>
資産合計		<u>× × ×</u>		資産合計		<u>× × ×</u>	
		負債・純資産合計				負債・純資産合計	
		<u>× × ×</u>				<u>× × ×</u>	

以 上